



第62期

# 定時株主総会 招集ご通知

2022年3月1日～2023年2月28日

## ▶ 日時

2023年5月24日（水曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）

## ▶ 場所

神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地  
新横浜プリンスホテル  
3階 ノクターン  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照  
下さい。）

## 議決権行使期限

株主総会当日にご出席おさしつかえの場合  
は、郵送により、

2023年5月23日（火曜日）午後5時まで  
に議決権を行使くださいますようお願い申し  
あげます。

## Contents

- 第62期定時株主総会招集ご通知
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書
- 株主総会参考書類
  - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
  - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

株式会社放電精密加工研究所

証券コード：6469

証券コード 6469

2023年5月8日

(電子提供措置の開始日 2023年5月1日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜

3丁目17番6号イノテックビル11階

株式会社放電精密加工研究所

代表取締役社長 工 藤 紀 雄

## 第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第62期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.hsk.co.jp/>

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2023年5月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年5月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地  
新横浜プリンスホテル3階 ノクターン  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
1. 第62期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第62期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度（2022年3月1日～2023年2月28日）における世界経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から正常化に向けて持ち直しの動きがみられたものの、ロシアのウクライナ侵攻により顕在化した地政学的リスクの長期化の懸念や原材料・資源価格の高騰、サプライチェーンの混乱、世界的なインフレの加速等わが国経済を取り巻く世界情勢は予断を許さず、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

当連結会計年度における当社グループを取り巻く業界動向は、国内の航空旅客需要のゆるやかな回復を背景に航空・宇宙分野の需要が若干回復したものの、総じて厳しく推移しました。このような環境の中、当社グループは得意先への取引深耕に努めるとともに、経費削減や投資計画の見直しを図るなど、あらゆる角度から利益創出に向けた対策を実行いたしました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高につきましては、航空・宇宙分野の航空機エンジン部品の需要が若干回復したものの、交通・輸送分野では中国市場の回復の遅れの影響を受けセラミックスハニカム押出用金型や自動車表面処理部品の受注が減少、また機械設備分野では計画していた大型デジタルサーボプレス機の受注が獲得できなかったことから前年同期比では減収の11,679百万円（前年同期比10.0%減）となりました。利益につきましては、減収によるもののほか、原材料の高騰や電力料金の値上げなどにより製造費用が増加したことから、営業損失は311百万円（前年同期は634百万円の営業利益）、経常損失は322百万円（前年同期は607百万円の経常利益）、また繰延税金資産を取崩し、同額を法人税等調整額へ計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は1,288百万円（前年同期は1,413百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

**【放電加工・表面処理】**

放電加工・表面処理は、航空・宇宙関連の航空機エンジン部品の需要が若干回復したものの、環境・エネルギー関連の産業用ガスタービン関連部品が一時的に増加したアイテムの生産が終了したことで、前年同期に比べ減収となりました。

その結果、放電加工・表面処理全体では減収となり、売上高は6,484百万円（前年同期比4.9%減）となりました。

**【金型】**

金型は、交通・輸送関連では、中国市場の回復の遅れなどの影響を受けセラミックスハニカム押出用金型の受注が減少しました。住宅関連では、建材の価格高騰などによる住宅需要減退の影響を受け、アルミ押出用金型の受注が減少しました。

その結果、金型全体では減収となり、売上高は3,793百万円（同10.0%減）となりました。

**【機械装置等】**

機械装置等は、機械設備関連で計画していた大型デジタルサーボプレス機の受注が獲得できず減収となりました。

その結果、機械装置等全体では減収となり、売上高は1,401百万円（同27.7%減）となりました。

なお、当連結会計年度における事業の種類別セグメント売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業区分	第 61 期 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)		第 62 期 (当連結会計年度) (2022年3月1日から 2023年2月28日まで)	
	金額	構成比率	金額	構成比率
		%		%
放電加工・表面処理 金 型	6,820	52.6	6,484	55.5
機 械 装 置 等	4,216	32.5	3,793	32.5
	1,939	14.9	1,401	12.0
合 計	12,976	100.0	11,679	100.0

② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は962百万円となりました。その主なものは成田事業所土地等372百万円、岡山事業所生産設備127百万円、その他は各事業所の生産設備の更新によるものであります。

③ 重要な資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と総額2,650百万円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、コミットメントライン契約につきましては、財務制限条項が付されております。また、取引銀行3行と総額1,700百万円の当座貸越契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

区 分	第 59 期 (2020年2月期)	第 60 期 (2021年2月期)	第 61 期 (2022年2月期)	第 62 期 (当連結会計年度) (2023年2月期)
売 上 高 (百万円)	11,127	10,927	12,976	11,679
営業利益又は営業損失(△) (百万円)	△190	△565	634	△311
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△186	△582	607	△322
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△189	△2,836	1,413	△1,288
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△26.19	△391.64	195.15	△180.88
総 資 産 (百万円)	17,709	15,417	15,547	14,830
純 資 産 (百万円)	7,939	4,978	6,256	4,882

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
KYODO DIE-WORKS (THAILAND) CO.,LTD.	千バーツ 20,000	% 51	アルミ押出用金型および付属品の製造販売

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

中長期の社会環境の潮流は、脱炭素社会や資源循環社会といった「社会の持続可能性の重視」であり、また、欧米経済の減速やインフレの進行などの地政学的リスクの懸念などもあり、「変動性・不確実性」がこれまでに増して高まるだろうと思われま。

このような流れの中で、当社グループは、長期ビジョンとして「持続可能な社会の実現

に貢献するコトづくり企業として、創造的な発想と技術で人と社会に必要なカタチを提供できる企業」を掲げ、その実現のため2022年2月期から2024年2月期までの3年間で事業の再構築の期間とした「中期経営計画2024」を策定し、諸々の課題に取り組んでおります。

「中期経営計画2024」1年目となる2022年2月期では、生産体制の見直しなどの全社的なコストダウン施策の実行により黒字化を達成しました。

「中期経営計画2024」2年目となる2023年2月期では、拠点集約、組織改革、人事制度改革などが改革途中であるものの、収益面で大きな課題が残りました。中期計画2024で掲げた改革は、当社の経営基盤を強化するために必要と判断をしており、2024年2月期では、新たな経営体制で黒字回帰および持続的な成長のため、さらなる改革を行ってまいります。

## **長期ビジョン**

持続可能な社会の実現に貢献するコトづくり企業として、創造的な発想と技術で人と社会に必要なカタチを提供できる企業

## **重点方針**

次世代に向けた再構築

2024年2月期は、上記の長期ビジョンと重点方針に基づいて、以下の施策に取り組んでまいります。

### ① 既存事業の事業構造再構築と環境事業への注力

当社グループは、2023年2月期において組織体制の改革を推し進め、重要な経営判断を素早く下せるよう2023年3月より本部制を導入しました。具体的には、技術・営業本部、海外戦略部、購買・調達本部を新設し、さらに社長直轄の経営戦略プロジェクトを発足しました。

この強化した組織をもって、従来の事業部制では推進が困難であった収益の改善、投資効率の改善、事業ポートフォリオの見直し、サクセッションプランの推進、などの重要な経営課題を全体最適の観点をもって取り組み、非効率な投資や不採算アイテムなどの無駄を排除し、不確実な環境下においても着実に利益を出せる筋肉質な収益構造に転

換し、黒字回帰および持続的な成長を目指してまいります。

既存事業では、そのコア・コンピタンス（企業活動の中核となる強み）と技術先進性を改めて再確認し、事業の立て直しを図ってまいります。

また、重点事業として脱炭素・資源循環型社会の実現に向けた環境事業に注力することで、社会課題解決へのソリューションを「カタチ」にする社会実装力の向上を図ってまいります。

② 健全経営によるステークホルダーとの良好な関係の構築・維持

当社グループは、「お客様の発展に貢献してこそ、私たちの発展がある」の理念に基づき、ステークホルダー（当社グループに関わる全ての人々）との対話を改めて重要な課題と認識しております。ステークホルダーとの対話を通じ、皆様から安心・信頼される健全経営を推進し、人権に関する規範の遵守や多様性の尊重などに努め、ステークホルダーとの健全で良好な関係の構築と維持に尽力してまいります。

③ 技術・技能の伝承および次世代に向けた人材育成の推進

当社グループは、これまで培ってきた技術・技能を次の世代に確実に伝承し、持続的に成長できる企業を目指します。また、次世代のリーダーとして若手の成長を促進し、DX技術・ICT技術を含めた次世代のものづくりに取り組む技術者の育成を推進してまいります。

④ 新しい生活様式における健康な職場づくりの推進

当社グループは、テレワークやオンライン会議などを駆使して、新しい生活様式に相応しい従業員の多様性を尊重した労働環境を構築することで、従業員が笑顔で働く職場づくりを促進し、持続可能な社会の実現に向けた新たな働き方への取り組みを推進してまいります。

⑤ SDGs（持続可能な開発目標）を意識したガバナンスの強化

当社グループは、SDGsを積極的に推進し、E（環境）・S（社会）・G（企業統治）およびサステナビリティを巡る課題に対応するために、全面的なガバナンス改革、コンプライアンス（法令遵守）体制の充実、リスクマネジメント強化のための体制の見直し、労働災害の撲滅を目指した安全衛生管理活動の推進等により、ガバナンスのより一層の強化を推し進め、経営基盤のさらなる強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

当社グループは、放電加工・表面処理技術を使用した金属製品等の製造販売および受託加工、金型・機械装置等の製造販売を行っております。

その内訳は下表のとおりで、事業内容にある3つの技術を用いて、5つの事業分野にて主要製品の製造販売および受託加工を行っております。

放電加工・表面処理の技術は「環境・エネルギー」「航空・宇宙」「交通・輸送」の3つの事業分野、金型の技術は「住宅」「交通・輸送」の2つの事業分野、機械装置等の技術は「機械設備」「交通・輸送」の2つの事業分野で、それぞれ使用されています。

事業内容	事業分野	主要製品
放電加工・表面処理	環境・エネルギー	産業用ガスタービン関連部品 遠心圧縮機関連部品 クロムフリー表面処理剤
	航空・宇宙	航空機エンジン部品 航空宇宙関連部品
	交通・輸送	自動車表面処理部品
金型	住宅	アルミ押出用金型および付属品
	交通・輸送	セラミックスハニカム押出用金型および付属品
機械装置等	機械設備	デジタルサーボプレス プレス用金型およびプレス付帯設備
	交通・輸送	プレス部品の受託加工

(6) 主要な営業所および工場 (2023年2月28日現在)

当 社	本店	神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目17番6号 イノテックビル11階	
	厚木事業所	神奈川県厚木市	
	成田事業所	千葉県山武郡	
	名古屋事業所	愛知県春日井市	
	春日井事業所	愛知県春日井市	
	小牧事業所	愛知県小牧市	
	岡山事業所	岡山県赤磐市	
	大和事業所	神奈川県大和市	
	若狭事業所	福井県三方上中郡	
	横浜事業所	神奈川県横浜市	
子会社	KYODO DIE-WORKS (THAILAND) CO.,LTD.	本工場	タイ国 Pathumthani県
関連会社	天津和興機電技術 有限公司	本工場	中国 天津市西青区

## (7) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
663名 (131名)	4名 (△8名)

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
423名 (131名)	0名 (△8名)	40.5歳	12.4年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,525百万円
株式会社三井住友銀行	737
株式会社みずほ銀行	574
株式会社横浜銀行	500

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年2月28日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 13,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,407,800株  |
| ③ 株主数      | 3,573名      |
| ④ 上位10名の株主 |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東京中小企業投資育成株式会社	733千株	10.32%
放電精密加工研究所社員持株会	438	6.17
株式会社 二村	389	5.47
株式会社 三菱UFJ銀行	325	4.58
二村山林有限会社	272	3.83
二村 勝彦	242	3.41
細江 廣太郎	218	3.06
三菱重工業株式会社	200	2.81
日本碍子株式会社	180	2.53
平和産業株式会社	154	2.17

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(298,850株)を控除して計算しております。  
2. 自己株式は上記大株主からは除外しております。

### ⑤ 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、取締役(監査等委員および社外取締役を除く)を対象として、株主価値との連動性を高め長期的な業績向上へのインセンティブを付与するために、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬を交付しております。

当期においては、取締役(監査等委員および社外役員を除く)6名に対し、職務執行の対価として、16,531株交付しております。

## (2) 新株予約権等の状況 (2023年2月28日現在)

- ① 新株予約権の概要  
該当事項はありません。
- ② 当社役員が保有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員等の状況

### ① 取締役等の状況 (2023年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	工 藤 紀 雄	
常 務 取 締 役	大 村 亮	財務・情報開示担当、経理部・海外子会社管掌
取 締 役	安 藤 洋 平	安全衛生・環境・品質担当、 人事総務部・品質システム管理室管掌
取 締 役	矢 部 純	新事業開発担当、環境マテリアル開発事業部管掌
取 締 役	瀧 川 浩 二	営業企画戦略担当
取 締 役	村 田 力	ものづくり改革担当、経営企画戦略室管掌
取締役 (常勤監査等委員)	細 江 廣太郎	
取締役 (監査等委員)	高 芝 利 仁	弁護士
取締役 (監査等委員)	松 本 光 博	公認会計士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)高芝 利仁および松本 光博の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)高芝 利仁および松本 光博の両氏は、東京証券取引所に届出を行っている独立役員であります。
3. 取締役(監査等委員)松本 光博氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査等委員である取締役全員との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役等（執行役員を含む）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等（執行役員を含む）が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

## ④ 役員報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く）	116(-)	108(-)	-	8	6
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22(12)	22(12)	-	-	3 (2)
合計	139	131	-	8	9

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年5月24日開催の第58期定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額12百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会開催時の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は9名（うち社外取締役1名）です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年5月24日開催の第58期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会開催時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）です。
3. 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は「⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。なお、非金銭報酬として取締役の報酬限度額は、2022年5月26日開催の第61期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会開催時の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は6名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

取締役会の決議によります。

ロ. 当該方針の内容の概要

当社取締役の報酬等は金銭報酬および株式報酬より構成するものとし、金銭報酬は月例の基本報酬および年次の業績連動報酬からなるものとし、株式報酬は年次の譲渡制限付株式報酬とする。ただし、社外取締役および監査等委員である取締役は月例の基本報酬のみとし、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬は支給しないものとする。

監査等委員でない取締役の金銭報酬は、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内で、当社役員報酬内規の定めに基づき、経済動向、業界動向および業績等を勘案して、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会が審議の上取締役会へ答申を行い、その答申に基づき取締役会で決定する。月例の基本報酬については、役員報酬内規に定める基本報酬額に基づき、当社と同等規模の上場会社の役員報酬の金額を参考に、役位および従業員給与水準等を考慮して決定する。年次の業績連動報酬については、月例の固定報酬の年額の10%を基本額として、単年度業績に基づいて役員報酬内規に定める換算係数を乗じたものを原則として4月末日に支給する。

監査等委員でない取締役の株式報酬は、2022年5月26日開催の株主総会の決議による報酬総額の限度内で、当社役員報酬内規の定めに基づき、毎年一定の時期に、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を支給するものとし、対象取締役は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。なお、譲渡制限付株式の付与時の株価については、付与割当決議日の前日の東京証券取引所の終値とし、株式の譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が取締役の地位を喪失する日までとする。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類ごとの割合は、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬等＝10：1：1をおおよその目安とする。

監査等委員である取締役の報酬は月例の固定報酬とし、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内で、職務分担等を勘案し監査等委員である取締役の協議によって決定する。

ハ. 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

内容の決定および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、指名報酬委員会の答申が尊重されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、経常利益および税引前利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、経営指標として重視し、経営活動全般の利益を表すものであり、貢献度を図る上での観点等から選定をしております。

業績連動報酬等の額の算定方法は、月例の固定報酬の年額の10%を基本額とし、前連結会計年度実績に対する当連結会計年度期初計画の増減率と、当連結会計年度期初計画に対する当連結会計年度経常利益又は税引前利益のどちらか低い実績の達成率を換算係数として、基本額と二つの換算係数を乗じて算出します。

なお、当連結会計年度の当社グループの経常損失は322百万円、税引前損失は340百万円となりましたので、当連結会計年度の業績連動報酬の支給は行いません。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会および監査等委員会への出席状況

		出 席 回 数	出 席 率
取締役 (監査等委員)	高 芝 利 仁	(2019年5月24日就任) 取締役会18回開催 うち 18回出席 監査等委員会13回開催 うち 13回出席	100% 100%
取締役 (監査等委員)	松 本 光 博	(2019年5月24日就任) 取締役会18回開催 うち 18回出席 監査等委員会13回開催 うち 13回出席	100% 100%

2) 発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

両氏は、取締役会に出席し、取締役（監査等委員）高芝 利仁氏は、主に弁護士としての専門的な見地から、取締役（監査等委員）松本 光博氏は、主に公認会計士としての専門的な見地から意見を述べるなど、助言・提言を行っております。また、両氏は、監査等委員会に出席し、監査の方法および結果について、意見の表明を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 保森監査法人

監査法人保森会計事務所は2022年8月1日付で名称を保森監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社であるKYODO DIE-WORKS(THAILAND)CO.,LTD.は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である保森監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

会計監査人が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合には、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。この責任限定契約が認められるのは、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## (5) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

### ① 基本方針

当社は、2022年12月16日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針を次のとおり改定いたしており、その内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社および子会社（以下「当社グループ」という）は、企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、H S Kグループ企業行動憲章を定め、それを当社グループ全役職員に徹底させる。
- 2) 当社グループは、コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、コンプライアンス体制の強化および企業倫理の浸透を推進する。
- 3) 当社グループは、内部通報制度を整備し、コンプライアンス上の問題を発見した場合における職制外の通報・相談ルートとして適切に運営する。その通報・相談内容については秘密として厳守し、通報・相談者に対して不利な取扱いを行わない。
- 4) 当社グループは、当社社長の直轄部門として監査室を設置し、内部監査を実施する。監査室は、監査等委員である取締役とも連携しつつ、法令の遵守状況などを確認する。

ロ. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社グループは、取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理については、文書管理に関する規程等に基づき、適切に保存および管理を行う。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社グループは、自社の事業活動や経営環境等を踏まえ、全社にわたり予見されるリスクの識別・分析・評価を行える体制を構築する。
- 2) 当社グループは、事業活動に伴う各種リスクや経営環境変化等への対応力を備えたリスク管理体制を構築する。

## 二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会：定例の取締役会を月1回開催し、その他必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定および取締役の職務の執行の管理監督を行う。
- 2) 経営会議：常勤取締役（監査等委員含む）をメンバーとする経営会議を月1回以上開催し、経営に関する重要事項は、経営会議での審議を経た上で取締役会にて決議を行うものとする。
- 3) 事業部長会：役付取締役・執行役員等のメンバーで構成される事業部長会を月1回以上開催し、定期的に各事業部門および子会社より業務の運営状況および業績に係わる重要事項について報告させ、取締役の職務の執行を迅速かつ具体的に実施させるものとする。
- 4) 委員会：取締役会の下部機関として、サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会、内部統制推進委員会等の委員会組織を設置し、総合的に審議・調整を行う。

## ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループ企業行動憲章に基づき、当社グループ一体となってコンプライアンスの推進を行う。
- 2) 子会社における業務の運営に関して、子会社の取締役会にて、グループ方針に沿った年度計画を立案するものとし、また重要事項の決定および取締役の職務の執行の管理監督を行い、取締役の職務の執行を迅速かつ具体的に実施させるものとする。
- 3) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、経営に関する重要事項については、遅滞なくこれを報告させ、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。
- 4) 監査室は子会社に対する内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役および当社の取締役に報告する。
- 5) 事業部長会において、子会社を担当する取締役・執行役員等のメンバーは随時出席の上、定期的に各事業部門および子会社より業務の運営状況及び業績に係わる重要事項について報告し、具体的な施策を実施するものとする。

へ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（補助使用人）に関する事項および当該補助使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとし、その使用人は監査等委員である取締役の指示を最優先に実行するものとする。なお、補助使用人の任命、異動、評価、懲戒等を行う場合は、監査等委員会の同意を必要とし、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。

ト. 監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査等委員会が定める監査計画および職務の分担に従い、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- 2) 当社グループの取締役および従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項および重大なコンプライアンス違反行為を認知した場合、並びに重要な会議の決定事項等必要な重要事項を、法令および社内規程に基づき監査等委員会に報告するものとする。なお、当社グループは、その報告を理由に報告者に対して不利な取扱いを行わないものとする。
- 3) 監査等委員会はその独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査室および会計監査人と協議および意見交換するなど、密接な連携を保ちながら監査成果の達成を図る。
- 4) 代表取締役社長と監査等委員会は、定期的な会議を開催し意見・情報の交換を行える体制とする。
- 5) 監査等委員会の監査にかかる費用は、当社が負担する。

チ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制の有効性の評価、かつ内部統制報告書の適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価および是正を行う。

#### リ、反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、企業行動憲章およびコンプライアンス規程等に反社会的勢力排除に関する旨を定め、反社会的勢力による不当要求に対しては、法令に基づき断固たる行動をとるものであり、これらの勢力との一切の関係を排除する。

#### ② 運用状況の概況

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要は、次のとおりであります。

取締役の職務執行については、取締役会は法令、定款、企業行動憲章、取締役会規則およびコンプライアンス規程等に則って運営されており、コンプライアンスおよびリスク管理に関しては、取締役および部門責任者によって構成されるコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し対応しております。

監査等委員会の監査については、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席、また会計監査人や内部監査部門との積極的な情報交換を行うなど、当社の業務の適正を確保するための体制を確認しております。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

反社会的勢力排除に向けた体制については、企業行動憲章およびコンプライアンス規程にて基本方針を定め、当社および子会社の役職員に周知徹底を図っております。

### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ安定した配当を継続して実施していくことを、配当政策の基本方針としております。この方針のもと、当年度の期末配当金は、1株につき20円とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来にわたる安定した株主利益の確保のために有効活用していきたいと考えております。

また、自己株式の処分・活用につきましては、当社グループの成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をまいります。

## 連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,298,572</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,083,391</b>
現金及び預金	1,676,017	支払手形及び買掛金	1,441,641
受取手形	51,229	短期借入金	3,600,504
売掛金	2,294,272	リース債務	108,864
電子記録債権	368,188	未払法人税等	6,485
商品及び製品	18,635	契約負債	8,534
仕掛品	925,272	賞与引当金	241,851
原材料及び貯蔵品	546,464	その他	675,510
未収入金	357,646	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,864,622</b>
その他	60,869	長期借入金	1,785,865
貸倒引当金	△25	リース債務	412,826
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,532,078</b>	繰延税金負債	16,866
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>8,009,737</b>	退職給付に係る負債	1,586,217
建物及び構築物	1,895,095	資産除去債務	54,292
機械装置及び運搬具	1,248,081	その他	8,554
土地	4,215,781	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,948,014</b>
リース資産	430,841	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	59,386	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,256,376</b>
その他	160,550	資本金	889,190
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>126,062</b>	資本剰余金	775,328
ソフトウェア	111,560	利益剰余金	2,791,727
リース資産	3,624	自己株式	△199,869
その他	10,877	その他の包括利益累計額	△121,933
<b>投資その他の資産</b>	<b>396,279</b>	その他有価証券評価差額金	31,815
投資有価証券	187,301	繰延ヘッジ損益	△302
繰延税金資産	117,235	為替換算調整勘定	32,988
その他	91,743	退職給付に係る調整累計額	△186,434
<b>資 産 合 計</b>	<b>14,830,650</b>	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>748,193</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,882,636</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>14,830,650</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,679,814
売上原価	9,752,136
販売費及び一般管理費	1,927,678
営業外収益	2,239,440
営業外費用	311,762
受取利息及び配当金	32,456
受取貸借の差引	7,781
受取割当	3,118
受取替の費用	2,981
営業外費用	12,430
支払貸借の費用	6,144
支払借入他	42,992
支払借入他	36,076
支払借入他	1,186
支払借入他	5,729
特別利益	322,298
固定資産売却益	3,205
投資有価証券売却益	30,030
補助金収入	20,000
特別損失	53,236
固定資産売却損	224
固定資産除却損	3,013
工場移転費	68,333
税金等調整前当期純損失	71,572
法人税、住民税及び事業税	340,634
法人税、住民税等調整額	36,120
当期純損失	864,081
非支配株主に帰属する当期純利益	1,240,836
親会社株主に帰属する当期純損失	47,215
	1,288,051

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	889,190	778,642	4,224,628	△111,025	5,781,434
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	889,190	778,642	4,224,628	△111,025	5,781,434
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△144,848		△144,848
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△1,288,051		△1,288,051
自己株式の取得				△99,900	△99,900
譲渡制限付株式報酬		△3,313		11,055	7,742
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△3,313	△1,432,900	△88,844	△1,525,057
当 期 末 残 高	889,190	775,328	2,791,727	△199,869	4,256,376

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	29,712	△2,184	△36,419	△164,257	△173,148	648,440	6,256,726
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	29,712	△2,184	△36,419	△164,257	△173,148	648,440	6,256,726
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△144,848
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失							△1,288,051
自己株式の取得							△ 99,900
譲渡制限付株式報酬							7,742
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,102	1,881	69,407	△22,176	51,215	99,752	150,967
当 期 変 動 額 合 計	2,102	1,881	69,407	△22,176	51,215	99,752	△1,374,089
当 期 末 残 高	31,815	△302	32,988	△186,434	△121,933	748,193	4,882,636

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 連結子会社の名称 KYODO DIE-WORKS (THAILAND) CO.,LTD.

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 0社

##### ② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・ 持分法非適用の関連会社数 1社
- ・ 関連会社の名称 天津和興機電技術有限公司（中国）
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

KYODO DIE-WORKS(THAILAND)CO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

- (イ) 有価証券
  - ・ その他有価証券  
市場価格のない 株式会社等以外のもの …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算出）
  - 市場価格のない 株式会社等 …………… 総平均法による原価法
- (ロ) デリバティブ …………… 時価法
- (ハ) 棚卸資産
  - ・ 仕掛品 …………… 主に個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）
  - ・ 製品・原材料及び貯蔵品 ……… 主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産（リース資産を除く） …………… 建物（建物附属設備を除く）は主として定額法、建物以外は主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～31年

機械装置及び運搬具 5～11年

- (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く） …………… 定額法  
 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (ハ) リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- (イ) 貸倒引当金 …………… 当社および連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 …………… 当社は、従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- (イ) ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
- (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象 …………… ヘッジ手段 …………… 金利スワップ  
ヘッジ対象 …………… 借入金の支払利息
- (ハ) ヘッジ方針 …………… 借入金利変動リスクを固定する目的で行っております。

- (二) ヘッジの有効性 …………… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の評価の方法
- 累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) 放電加工・表面処理

放電加工・表面処理における収益は、航空機エンジン部品の製造、産業用ガスタービン部品、及びその他各種金属製品の受託加工、航空機エンジン部品・ガスタービン部品の表面処理受託加工、クロムフリー塗料の製造、販売によるものであります。

これらの製品の販売についての履行義務は、顧客との契約に基づき製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの時間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。

(ロ) 金型

金型における収益は、主にアルミ押出用金型、及び付属品の製造、販売、並びにセラミックスハニカム押出用金型及び付属品の製造、販売によるものであります。

これらの製品の販売についての履行義務は、顧客との契約に基づき製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足され

ると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

#### (ハ) 機械装置等

機械装置等における収益は、プレス複合加工システム、デジタルサーボプレスの製造、販売、プレス部品の受託加工、金属プレス用金型、及び金型プレス用金型部品の製造、販売によるものであります。

プレス複合加工システム、デジタルサーボプレスの販売について顧客仕様にカスタマイズされた機械装置で設置立ち上げの履行義務がある場合においては、設置立ち上げ完了後、検収時に収益を認識しております。

その他の製品の販売についての履行義務は、顧客との契約に基づき製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

なお、製品の輸出版売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

## ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

### (イ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額 …………… 退職給付債務の算定にあたり、退職給付の期間帰属方法  
退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差 …………… 当社は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。  
連結子会社は、発生年度に費用処理することとしております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、主に製品の出荷時点で収益認識しておりました製品販売について、顧客ごとの契約条件に基づいて当該製品に対する支配を顧客に移転することにより履行義務が充足される時に収益を認識する方法に変更しております。また、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する一部の有償受給取引については、従来は原材料等の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識していましたが、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識する方法に変更しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は当連結会計年度より「受取手形」と「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は100,855千円、売上原価は100,855千円減少し、営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失及び利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

当連結会計年度の1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 繰延税金資産の回収可能性

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産	117,235千円
繰延税金負債	16,866千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産および担保に関わる債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	1,422,938千円
土地	2,168,685
合計	3,591,624千円

担保に関わる債務は、次のとおりであります。

短期借入金	3,187,304千円
長期借入金	1,665,665
合計	4,852,969千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,522,600千円  
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(3) 圧縮記帳

建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の連結貸借対照表計上額は、国庫補助金等による圧縮記帳額 589,937千円を控除して表示しております。

(4) 当座貸越契約およびコミットメントライン

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,700,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	700,000千円

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,650,000千円
借入実行残高	2,000,000千円
差引額	650,000千円

#### (5) 財務制限条項

①当連結会計年度末の借入金のうち、当社のタームローン契約（1,035,977千円）には以下の財務制限条項が付されております。

イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、当初契約日の属する決算期の末日または直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額いずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 連結上、2期連続して経常損失を計上しないこと。

②当連結会計年度末の借入金のうち、シンジケーション方式によるタームローン契約（212,500千円）には、以下の財務制限条項が付されております。

イ. 各年度の決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、当初契約日の属する決算期の末日または直前の決算期末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額いずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 連結及び単体とも2期連続して経常損失を計上しないこと。

なお、当連結会計年度末において、当社は上記のイ. の財務制限条項に抵触いたしました。財務制限条項につきましては、期限の利益喪失の権利行使をしないことを金融機関と合意しております。

③当連結会計年度末の借入金のうち、当社のタームローン契約（93,348千円）には、以下の財務制限条項が付されております。

イ. 各年度の決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の

部の金額を、当初契約日の属する決算期の末日または直前の決算期末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額いずれか大きい方の75%以上に維持すること。

□. 連結及び単体とも2期連続して経常損失を計上しないこと。

なお、当連結会計年度末において、当社は上記のイ. の財務制限条項に抵触いたしました。財務制限条項につきましては、期限の利益喪失の権利行使をしないことを金融機関と合意しております。

④当連結会計年度末の借入金のうち、当社が株式会社三菱UFJ銀行との間で締結しているコミットメントライン契約（総貸付極度額1,750,000千円、借入実行残高1,500,000千円）には以下の財務制限条項が付されております。

イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、当初契約日の属する決算期の末日または直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額いずれか大きい方の75%以上に維持すること。

□. 連結上、経常損失を計上しないこと。

なお、当連結会計年度末において、当社は上記の□. の財務制限条項に抵触いたしました。財務制限条項につきましては、期限の利益喪失の権利行使をしないことを金融機関と合意しております。

⑤当連結会計年度末の借入金のうち、当社が株式会社みずほ銀行との間で締結しているコミットメントライン契約（総貸付極度額900,000千円、借入実行残高500,000千円）には以下の財務制限条項が付されております。

イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

□. 連結上、経常損失を計上しないこと。

なお、当連結会計年度末において、当社は上記の□. の財務制限条項に抵触いたしました。財務制限条項につきましては、期限の利益喪失の権利行使をしないことを金融機関と合意しております。

## 5. 連結損益計算書に関する注記

### 棚卸資産評価損

収益性の低下に基づく簿価切り下げに伴う棚卸資産評価損は、売上原価に65,895千円含まれております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,407,800	—	—	7,407,800

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2022年4月19日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 144,848千円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 2022年2月28日
- ・効力発生日 2022年5月10日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年4月21日開催の臨時取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 142,179千円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 2023年2月28日
- ・効力発生日 2023年5月9日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として預金等を中心として元本が保証されるか若しくはそれに準ずる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。また、資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理によってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

なお、一部の借入金については一定の財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、該当する借入金の一括返済及び契約解除のおそれがあり、当社の資金調達に影響を及ぼす可能性があります。

デリバティブ取引は借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、当社の経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引は、社内ルールに従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

短期借入金および長期借入金については、当社経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性を維持、確保するために取引金融機関との間に当座貸越契約を締結するなどして流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	178,451	178,451	—
長期借入金（※1）	2,386,369	2,386,163	△206
リース債務（※2）	521,691	517,889	△3,801

※1．長期借入金は、1年以内返済長期借入金を含めて表示しております。

※2．リース債務は、リース債務（流動負債）を含めて表示しております。

### 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	8,850

### (3) 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	168,515	—	—	168,515
債券	—	9,936	—	9,936

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,386,163	—	2,386,163
リース債務	—	517,889	—	517,889

(注1) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式、地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、賃貸等不動産の連結決算日における時価を基礎とした金額が、当該時価を基礎とした総資産との比較において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1). 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント			合計 (千円)
	放電加工・ 表面処理	金型	機械装置等	
日本	5,920,093	2,420,910	1,401,670	9,742,674
タイ	—	1,372,272	—	1,372,272
その他	564,689	—	177	564,867
顧客との契約から生じる収益	6,484,783	3,793,183	1,401,847	11,679,814
外部顧客への売上高	6,484,783	3,793,183	1,401,847	11,679,814

### (2). 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 581円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 180円88銭 |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目	金 額
資 産 の 部			負 債 の 部	
流動資産		4,918,652	流動負債	5,975,277
現金及び預金		549,650	支払手形	407,989
受取手形		51,229	買掛金	985,578
電子記録債権		368,188	短期借入金	3,000,000
売掛金		2,170,965	1年以内返済入金	600,504
商品及び製品		12,224	長期借入金	108,864
仕掛品		890,625	未払入金	508,825
原材料及び貯蔵品		514,940	未払費用	54,214
未収入金		299,984	未払法人税等	6,485
未払引当金		60,869	未払消費税等	33,697
		△25	未払引当金	8,534
			預賞	18,730
			与引当金	241,851
固定資産		8,227,993	固定負債	3,553,059
有形固定資産		7,669,284	長期借入金	1,785,865
建物	物	1,756,282	1年以内借入金	412,826
構築物	物	104,201	退職給付引当金	1,291,522
機械装置	物	1,059,578	退職給付引当金の繰上償還	54,292
車両運搬具	物	0	その他の負債	8,554
器具	物	139,777		
土地	地	4,119,216	負債合計	9,528,337
建物	地	430,841		
建設仮勘定	定	59,386	純資産の部	
無形固定資産		106,027	株主資本	3,586,796
ソフトウェア	ア	91,526	資本金	889,190
ソリス	産	3,624	資本剰余金	775,328
その他の資産	他	10,877	資本準備金	757,934
投資その他の資産		452,681	資本剰余金	17,394
投資有価証券		187,301	利益剰余金	2,122,147
関係会社出資		71,350	利益準備金	125,100
関係会社出資		8,505	その他の利益剰余金	1,997,047
長期前払費用		19,320	別途積立金	3,000,000
繰上償還		28,406	繰越利益剰余金	△1,002,952
繰上償還		10,000	自己株式	△199,869
繰上償還		116,593	評価・換算差額等	31,512
繰上償還		11,205	その他有価証券評価差額金	31,815
			繰上償還ヘッジ損益	△302
資産合計		13,146,646	純資産合計	3,618,309
			負債・純資産合計	13,146,646

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,344,064
売上原価	8,705,751
売上総利益	1,638,312
販売費及び一般管理費	2,060,411
営業損失	422,098
営業外収益	44,310
営業外費用	42,992
経常損失	420,781
特別利益	
固定資産売却益	124
投資有価証券売却益	30,030
補助金収入	20,000
特別損失	
固定資産売却損	224
固定資産除却損	3,013
工場移転費用	68,333
税引前当期純損失	442,198
法人税、住民税及び事業税	16,969
法人税等調整額	864,123
当期純損失	1,323,290

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	889,190	757,934	20,708	778,642	125,100	2,000,000	1,465,186	3,590,286	△111,025	5,147,092
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	889,190	757,934	20,708	778,642	125,100	2,000,000	1,465,186	3,590,286	△111,025	5,147,092
当期変動額										
剰余金の配当							△144,848	△144,848		△144,848
当期純損失							△1,323,290	△1,323,290		△1,323,290
別途積立金積立						1,000,000	△1,000,000	-		-
自己株式の取得									△99,900	△99,900
譲渡制限付株式報酬			△3,313	△3,313					11,055	7,742
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	△3,313	△3,313	-	1,000,000	△2,468,139	△1,468,139	△88,844	△1,560,296
当期末残高	889,190	757,934	17,394	775,328	125,100	3,000,000	△1,002,952	2,122,147	△199,869	3,586,796

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	29,712	△2,184	27,528	5,174,621
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	29,712	△2,184	27,528	5,174,621
当期変動額				
剰余金の配当				△144,848
当期純損失				△1,323,290
別途積立金積立				-
自己株式の取得				△99,900
譲渡制限付株式報酬				7,742
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)	2,102	1,881	3,984	3,984
当期変動額合計	2,102	1,881	3,984	△1,556,312
当期末残高	31,815	△302	31,512	3,618,309

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
- |                |       |   |
|----------------|-------|---|
| 子会社株式および関連会社株式 | …     | 総平均法による原価法                              |
| その他有価証券        |       |   |
| 市場価格のない        | …………… | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算出） |
| 株式等以外のもの       |       |   |
| 市場価格のない        | …………… | 総平均法による原価法                              |
| 株式等            |       |   |
- (2) デリバティブの評価基準 …………… 時価法
- (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法
- |               |       |  |
|---------------|-------|--|
| ① 仕掛品         | …………… | 主に個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法） |
| ② 製品・原材料及び貯蔵品 | …………… | 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）  |

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 …………… 建物（建物附属設備は除く）は主として定額法、建物以外は主として定率法を採用しております。  
（リース資産を除く）  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |      |       |
|------|-------|
| 建物   | 7～31年 |
| 機械装置 | 7～11年 |
- ② 無形固定資産 …………… 定額法  
（リース資産を除く）  
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

## (5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
  - (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - (ロ) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法  
各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

## (6) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。  
また、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 …… ヘッジ手段 … 金利スワップ  
ヘッジ対象 … 借入金の支払利息
- ③ ヘッジ方針 …………… 借入金利変動リスクを固定する目的で行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 …… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## (7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### ① 放電加工・表面処理

放電加工・表面処理における収益は、航空機エンジン部品の製造、産業用ガスタービン部品、及びその他各種金属製品の受託加工、航空機エンジン部品・ガスタービン部品の表面処理受託加工、クロムフリー塗料の製造、販売によるものであります。

これらの製品の販売についての履行義務は、顧客との契約に基づき製品を

引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。

## ② 金型

金型における収益は、主にアルミ押出用金型、及び付属品の製造、販売、並びにセラミックスハニカム押出用金型及び付属品の製造、販売によるものであります。

これらの製品の販売についての履行義務は、顧客との契約に基づき製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。

## ③ 機械装置等

機械装置等における収益は、プレス複合加工システム、デジタルサーボプレスの製造、販売、プレス部品の受託加工、金属プレス用金型、及び金型プレス用金型部品の製造、販売によるものであります。

プレス複合加工システム、デジタルサーボプレスの販売について顧客仕様にカスタマイズされた機械装置で設置立ち上げの履行義務がある場合においては、設置立ち上げ完了後、検収時に収益を認識しております。

その他の製品の販売についての履行義務は、顧客との契約に基づき製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。

なお、製品の輸出販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(8) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

連結注記表「2.会計方針の変更に関する注記」に同一の内容を記載している  
ので、注記を省略しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産	116,593千円
--------	-----------

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産および担保に関わる債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	1,422,938千円
土地	2,168,685
合計	3,591,624千円

担保に関わる債務は、次のとおりであります。

短期借入金	2,700,000千円
1年以内返済予定長期借入金	487,304
長期借入金	1,665,665
合計	4,852,969千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,184,727千円  
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(3) 当座貸越契約およびコミットメントライン

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,700,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	700,000千円

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,650,000千円
借入実行残高	2,000,000千円
差引額	650,000千円

(4) 圧縮記帳

建物、機械装置及び工具器具備品の貸借対照表計上額は、国庫補助金等による圧縮記帳額589,937千円を控除して表示しております。

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	7,936,056千円
短期金銭債務	一千円

(6) 財務制限条項

①当事業年度末の借入金のうち、タームローン契約（1,035,977千円）には以下の財務制限条項が付されております。

イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、当初契約日の属する決算期の末日または直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額いずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 連結上、2期連続して経常損失を計上しないこと。

②当事業年度末の借入金のうち、シンジケーション方式によるタームローン契約（212,500千円）には、以下の財務制限条項が付されております。

イ. 各年度の決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、当初契約日の属する決算期の末日または直前の決算期末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額いずれか大きい方

の75%以上に維持すること。

□. 連結及び単体とも2期連続して経常損失を計上しないこと。

なお、当事業年度末において、上記のイ. の財務制限条項に抵触いたしました。財務制限条項につきましては、期限の利益喪失の権利行使をしないことを金融機関と合意しております。

③当事業年度末の借入金のうち、タームローン契約（93,348千円）には、以下の財務制限条項が付されております。

イ. 各年度の決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、当初契約日の属する決算期の末日または直前の決算期末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額いずれか大きい方の75%以上に維持すること。

□. 連結及び単体とも2期連続して経常損失を計上しないこと。

なお、当事業年度末において、上記のイ. の財務制限条項に抵触いたしました。財務制限条項につきましては、期限の利益喪失の権利行使をしないことを金融機関と合意しております。

④当事業年度末の借入金のうち、株式会社三菱UFJ銀行との間で締結しているコミットメントライン契約（総貸付極度額1,750,000千円、借入実行残高1,500,000千円）には以下の財務制限条項が付されております。

イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、当初契約日の属する決算期の末日または直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額いずれか大きい方の75%以上に維持すること。

□. 連結上、経常損失を計上しないこと。

なお、当事業年度末において、上記の□. の財務制限条項に抵触いたしました。財務制限条項につきましては、期限の利益喪失の権利行使をしないことを金融機関と合意しております。

⑤当事業年度末の借入金のうち、株式会社みずほ銀行との間で締結しているコミットメントライン契約（総貸付極度額900,000千円、借入実行残高500,000千円）には以下の財務制限条項が付されております。

イ. 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額

を、直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

□. 連結上、経常損失を計上しないこと。

なお、当事業年度末において、上記の□. の財務制限条項に抵触いたしました。財務制限条項につきましては、期限の利益喪失の権利行使をしないことを金融機関と合意しております。

## 5. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引

売上高	37,276千円
仕入高	8,834千円
営業取引以外の取引高	14,255千円

### (2) 棚卸資産評価損

収益性の低下に基づく簿価切り下げに伴う棚卸資産評価損は、売上原価に64,444千円含まれております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	165,381	150,000	16,531	298,850

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
棚卸資産	18,052
賞与引当金	73,305
未払費用	13,417
減損損失	639,398
資産除去債務	16,456
貸倒引当金	7
退職給付引当金	498,325
長期未払金	2,461
デリバティブ債務	131
繰越欠損金	383,296
その他	35,275
繰延税金資産小計	1,680,128
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△427,522
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,084,660
繰延税金資産合計	167,944
繰延税金負債	
未収還付事業税	△1,954
退職給付信託設定益	△28,746
その他有価証券評価差額金	△13,837
資産除去債務	△6,812
繰延税金負債合計	△51,351
繰延税金資産の純額	116,593

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	81,094千円
1年超	40,510
合計	121,604千円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	KYODO DIE-WORKS (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国 Pathum thani 県	(単位：千バツ) 20,000	アルミ押出金型および付属品の製造・販売	所有直接 51.0%	兼任2名 出向4名	当社の外注先および技術指導	技術料収入等(注)	27,673	売掛金未収入金	6,600
								材料販売等(注)	9,424	売掛金	1,157
								材料仕入(注)	137	買掛金	—
関連会社	天津和興機電技術有限公司	中国 天津市	(単位：千ドル) 150	プレス金型の設計・製造・販売	所有直接 45.0%	兼任1名	当社の外注先および技術指導	技術料収入等(注)	177	売掛金	177
								加工外注(注)	8,697	買掛金	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針

技術料収入等については、両者が協議の上、決定しております。

加工外注は、他の外注先との取引価格を参考にして決定しております。

材料販売等及び材料仕入は、両者が協議の上、決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「9.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	508円98銭
(2) 1株当たり当期純損失	185円83銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 独立監査人の監査報告書

2023年4月18日

株式会社 放電精密加工研究所  
取締役会 御中

保森監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 山崎 貴史  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小林 讓  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社放電精密加工研究所の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社放電精密加工研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年4月18日

株式会社 放電精密加工研究所  
取締役会 御中

保森監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 山崎 貴史  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小林 譲  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社放電精密加工研究所の2022年3月1日から2023年2月28日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。それらをもとに会計監査人の監査状況について評価を行い、検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月20日

株式会社 放電精密加工研究所 監査等委員会

常勤監査等委員 細 江 廣太郎 ㊟

監査等委員 高 芝 利 仁 ㊟

監査等委員 松 本 光 博 ㊟

(注) 監査等委員 高芝 利仁及び松本 光博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	1	むら た 村 田	ちから 力	生年月日 1956年6月10日	所有する当社株式の数 9,129株	再任
-----------	---	----------------	----------	--------------------	----------------------	----



#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 ジャパックス株式会社入社  
1990年4月 当社入社  
2015年9月 当社執行役員就任  
2018年3月 当社産業メカトロニクス事業部長  
2019年5月 当社取締役就任 現在に至る  
(現在の担当)  
特命担当

#### 取締役候補者とした理由

村田 力氏は、当社グループの各セグメントで活躍してきた経験と見識を活かし、当社グループの機械装置等部門や金型部門などを管掌し、また、当社グループの技術開発やDXなどを推進してきた経験と実績を有しており、経営全般の統轄管理および当社グループの企業価値向上のため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2 たき かわ こう じ  
瀧 川 浩 二

■ 生年月日  
1964年7月7日

■ 所有する当社株式の数  
16,129株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年12月 当社入社  
2014年3月 当社原動機事業部長  
2015年9月 当社執行役員就任  
2017年5月 当社取締役就任 現在に至る  
(現在の担当)  
営業・技術担当

取締役候補者とした理由

瀧川 浩二氏は、当社グループの各セグメントで活躍してきた経験と見識を活かし、当社グループの原動機事業をリードしてきた経験と実績を有しており、当社グループの営業および技術の推進と統括管理のため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3 や べ  
矢 部

じゅん  
純

■ 生年月日  
1966年4月21日

■ 所有する当社株式の数  
13,029株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年3月 当社入社  
2009年5月 当社開発事業部長  
2013年5月 当社取締役就任 現在に至る  
(現在の担当)  
環境マテリアル開発事業部および購買・調達担当

取締役候補者とした理由

矢部 純氏は、当社グループの各セグメントで活躍してきた経験と見識を活かし、当社グループの機械装置等事業をリードしてきた経験と実績を有しており、当社グループの新規事業推進および購買・調達の統括管理のため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4 工 藤 紀 雄

生年月日  
1953年2月8日

所有する当社株式の数  
21,929株

再任



#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年10月 富士電波電算機センター株式会社入社  
1982年4月 日鉄鉱業株式会社入社  
1989年3月 京北ビジネス株式会社入社  
1997年9月 当社入社  
2006年3月 当社航空トリボ事業部長  
2008年3月 当社MPソリューション中部事業部長  
2008年5月 当社取締役就任  
2009年5月 当社常務取締役就任  
2013年5月 当社専務取締役就任  
2017年5月 当社取締役副社長就任  
2018年5月 当社代表取締役社長就任 現在に至る

#### 取締役候補者とした理由

工藤 紀雄氏は、2008年5月の取締役就任後、常務取締役、専務取締役、取締役副社長を歴任し、2018年5月から代表取締役社長に就任して、当社グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しており、経営全般の統括管理のため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

5 おおむら  
大村

と  
おる  
亮

■ 生年月日  
1952年9月29日

■ 所有する当社株式の数  
25,586株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年3月 東京マックス株式会社入社  
1985年7月 富士ゼロックス株式会社入社  
1987年1月 当社入社  
2007年3月 当社管理部部長  
2007年5月 当社取締役就任  
2017年5月 当社常務取締役就任 現在に至る  
(現在の担当)  
財務・情報開示・海外子会社担当

取締役候補者とした理由

大村 亮氏は、当社グループの管理部門を管掌し、当社グループの企業統治、経営戦略をリードしてきた経験と実績を有しており、当社の管理部門の統括のため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

6 いとう  
伊藤 真理子

■ 生年月日  
1967年7月28日

■ 所有する当社株式の数  
0株

新任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年10月 日本IBM株式会社入社  
1991年6月 アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア)入社  
2000年3月 プラウドフットジャパン株式会社ディレクター  
2014年4月 株式会社みらいワークス取締役COO就任  
2016年5月 EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社  
シニアマネジャー  
2017年7月 一般社団法人湘南MIRAI理事長就任 現在に至る  
2022年1月 株式会社エイシング取締役COO就任 現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

伊藤 真理子氏は、社外での豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの経営戦略およびダイバーシティの推進のため、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊藤 眞理子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役候補者 伊藤 眞理子氏が社外取締役に就任した場合、独立役員として東京証券取引所に届出を行う予定であります。
4. 当社は、社外取締役候補者 伊藤 眞理子氏の選任が承認された場合、定款第32条第2項の規定に基づき、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	1	ほそ え 細江	ひろたろう 廣太郎	生年月日 1952年6月24日	所有する当社株式の数 218,100株	再任
-----------	---	---------------	--------------	--------------------	------------------------	----



### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 富士写真フイルム株式会社入社  
2005年12月 当社入社  
2008年4月 当社業務改革推進部長  
2009年5月 当社塗料事業部長  
2011年10月 当社技術開発部長  
2013年5月 当社取締役就任  
2021年5月 当社監査等委員である取締役就任 現在に至る

### 監査等委員である取締役候補者とした理由

細江 廣太郎氏は、社外での豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社の事業部長等を歴任して当社の企業活動全般を掌握していることから、当社の経営全般にわたる幅広い監査・監督をしていただくことで、当社の企業統治がさらに強化できると判断し、監査等委員である取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2 須 郷 知 徳

生年月日  
1968年12月31日

所有する当社株式の数  
0株

新任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年10月 弁護士登録 東京弁護士会所属  
2002年12月 新井・須郷法律事務所パートナー  
2009年5月 須郷法律事務所所長 現在に至る

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

須郷 知徳氏は、弁護士として長年の実務経験を有する法律の専門家であり、その豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者  
番号

3 江 田 信 之

生年月日  
1987年7月10日

所有する当社株式の数  
0株

新任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2011年12月 公認会計士試験合格  
2012年2月 有限責任監査法人トーマツ入社  
2016年7月 公認会計士登録  
2022年3月 フィンポート会計グループ入社 現在に至る

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

江田 信之氏は、公認会計士としての実務経験を有する財務および会計の専門家であり、その豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  2. 須郷 知徳および江田 信之の両氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 当社は、監査等委員である社外取締役候補者 須郷 知徳および江田 信之の両氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、独立役員として東京証券取引所に届出を行う予定であります。
  4. 当社は、定款第32条第2項の規定に基づき、常勤監査等委員である取締役 細江 廣太郎氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査等委員である取締役の職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。
  5. 当社は、監査等委員である社外取締役候補者 須郷 知徳および江田 信之の両氏の選任が承認された場合、定款第32条第2項の規定に基づき、両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、両氏が監査等委員である社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。
  6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

【ご参考】 役員の構成（本定時株主総会終結後の予定）

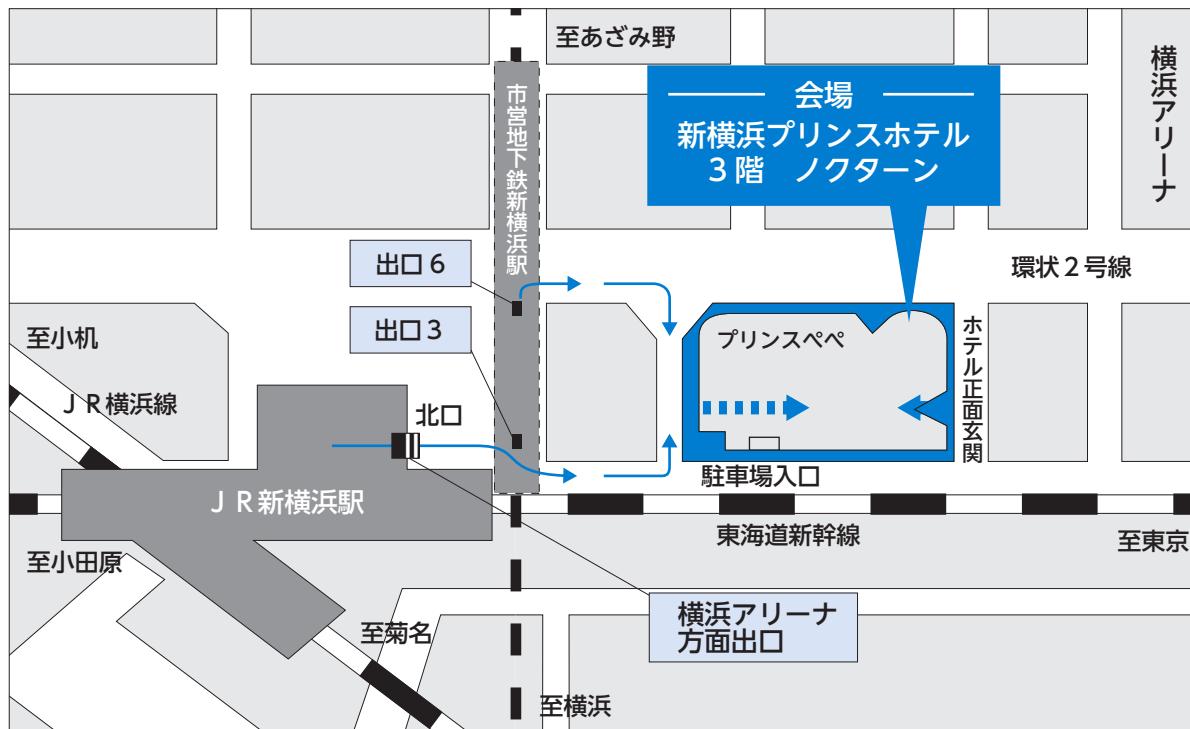
氏名	性別	役職	独立性	特に期待する知見・経験							
				企業経営 経営戦略	海外事業	営業 マーケティング	技術 品質 研究開発	財務戦略 ・会計	人事 労務 人財開発	法務 ガバナンス コンプライアンス	ESG・ SDGs
村田 力	男性	代表取締役社長		●		●	●	●		●	●
瀧川 浩二	男性	常務取締役		●	●	●	●		●	●	
矢部 純	男性	取締役		●	●	●	●				●
工藤 紀雄	男性	取締役		●		●		●	●	●	
大村 亮	男性	取締役		●				●	●	●	●
伊藤 真理子	女性	取締役	独立	●							●
細江 廣太郎	男性	監査等委員			●		●	●		●	
須郷 知徳	男性	監査等委員	独立					●	●	●	
江田 信之	男性	監査等委員	独立	●				●		●	



# 株主総会会場 ご案内図



神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地  
新横浜プリンスホテル 3階 ノクターン  
TEL : (045) 471-1111



JR線 「JR新横浜駅」 北口(横浜アリーナ方面出口)より徒歩2分



横浜市営地下鉄 「新横浜駅」 3番出口より徒歩2分



相鉄・東急新横浜線 「新横浜駅」 6番出口より徒歩2分

株式会社放電精密加工研究所

〒222-8580 神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-6 イノテックビル11階  
ホームページURL <https://www.hsk.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。